

身近に悩んでいる人はいませんか？ ゲートキーパー養成講座のご案内

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話を聴いて」「必要な支援につなげ」「見守る」人のことです。

近年、新型コロナウイルス感染症により、私たちの生活が大きく変わり、今まで経験したことのないストレスを抱えている方が多くなっています。身近に悩んでいる人、元気のない人はいませんか？どうやって声をかけたらいいのか分からない、相談をされたけれどどのように答えたらいいのか分からない、そんな方への講座です。これまで参加したことがある方も大歓迎ですので、お気軽にお申し込みください。

○日時

10月18日（金）午後3時～午後4時30分

○場所

中央公民館 視聴覚室

○内容

公認心理師による講話等

○定員

20名（先着順）

○締め切り

10月11日（金）までにお申し込みください

▼お申し込み、お問い合わせは、役場保健福祉課
保健推進係（01372-7-5291）へ。

ごみの焼却は犯罪です！

平成13年4月以降、いわゆる「野焼き」は、農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却やたき火・キャンプファイヤーなどのごく一部の例外を除き、廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条の2で禁止されており、厳しい罰則（5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科）が適用されます。

また、野外での焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為です。お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに適正に処理しましょう。

※家庭のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やす行為は、ほぼ全て「野焼き」に該当し、罰則の対象となります。家庭のごみは「ゴミの分け方・出し方ガイドブック」に従い、適切に分別して出しましょう。



【7月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 80.40 t
(昨年度同月回収量80.34 t 約0.07%増)

内訳 焼却処分 61.26t
リサイクル 14.22t
埋立処分 4.92t



混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中！！

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役か1千万円以下の罰金を科せられます（併科の場合あり）。